

施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業のご案内

1 趣 旨

施設園芸における加温用燃油の価格が高止まりとなっているため、省エネルギー化に取り組む施設園芸農家等に対し、燃油価格の高騰分の一部に相当する支援金を交付します。

※本事業は、財源に国の令和6年度補正予算「重点支援地方交付金」を活用しています。

2 概 要

項 目	内 容
申 請 期 間	令和7年3月5日（水）から令和7年3月19日（水）
交付対象者の要件	<input type="checkbox"/> 園芸用施設において、燃油を用いて加温を行い、野菜類、花き類、果樹類を生産し、販売していること。 <input type="checkbox"/> 国の令和6事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入していること、又は令和7事業年度の同事業に加入を確約すること。 <input type="checkbox"/> 園芸用施設において、支援対象期間に燃油を用いた加温により営農し、かつ支援金の交付を受けた後も営農を継続すること。
支援対象期間	令和6年10月1日から令和7年3月31日
対 象 燃 油	園芸施設の加温に用いるA重油、灯油、LPガス及びLNG
支 援 単 価	A重油 1リットル当たり 12.1円 灯油 1リットル当たり 12.9円 LPガス 1キログラム当たり 12.7円 LNG 1立方メートル当たり 10月 : 17.5円 11、12月 : 22.5円 1、2月 : 17.5円 3月 : 20.0円
交 付 額	燃油使用量に0.95を乗じた数量 × 支援単価 以内 (交付額は1円未満切り捨て)

